

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正※の新旧対照表

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（令和7年個人情報保護委員会告示第6号）による一部改正。以下同法を「デジタル社会形成基本法等一部改正法」という。

【デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）施行・表中赤色の破線で囲んだ部分は同条第三号に掲げる規定の施行の日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
目次			目次		
[略]			[同左]		
第1 [略]			第1 [同左]		
第2 用語の定義等			第2 用語の定義等		
[略]			[同左]		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①・②	[略]	[略]	①・②	[同左]	[同左]
③	[略]	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第9項】	③	[同左]	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】

		※ 生存する個人の個人番号についても、 特定個人情報に該当する（個人情報保護 法第2条第1項第2号、番号法第2条第 9項）。
④・⑤	[略]	[略]
⑥	[略]	個人番号をその内容に含む個人情報フ ァイルをいう。 【番号法第2条第10項】
⑦～⑨	[略]	[略]
⑩	[略]	行政機関、地方公共団体、独立行政法 人等その他の行政事務を処理する者が 番号法第9条第1項から第3項までの 規定によりその保有する特定個人情報 ファイルにおいて個人情報を効率的に 検索し、及び管理するために必要な限 度で個人番号を利用して処理する事務 をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第11項】
⑪	[略]	番号法第9条第4項の規定により個人 番号利用事務に関して行われる他人の 個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第12項】
⑫	[略]	個人番号利用事務を処理する者及び個

		※ 生存する個人の個人番号についても、 特定個人情報に該当する（個人情報保護 法第2条第1項第2号、番号法第2条第 8項）。
④・⑤	[同左]	[同左]
⑥	[同左]	個人番号をその内容に含む個人情報フ ァイルをいう。 【番号法第2条第9項】
⑦～⑨	[同左]	[同左]
⑩	[同左]	行政機関、地方公共団体、独立行政法 人等その他の行政事務を処理する者が 番号法第9条第1項から第3項までの 規定によりその保有する特定個人情報 ファイルにおいて個人情報を効率的に 検索し、及び管理するために必要な限 度で個人番号を利用して処理する事務 をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第10項】
⑪	[同左]	番号法第9条第4項の規定により個人 番号利用事務に関して行われる他人の 個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第11項】
⑫	[同左]	個人番号利用事務を処理する者及び個

		人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第13項】
⑬	[略]	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第14項】
⑭	[略]	[略]

第3 総論

[第3-1～第3-3 略]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 略]

(3) 罰則の強化

[略]

項番	行為	番号法		個人情報保護法の類似規定
①～ ⑦	[略]	[略]	[略]	[略]
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード又はカード代替電磁的記録を取得	[略]	[略]	[略]

		人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第12項】
⑬	[同左]	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第13項】
⑭	[同左]	[同左]

第3 総論

[第3-1～第3-3 同左]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 同左]

(3) 罰則の強化

[同左]

項番	行為	番号法		個人情報保護法の類似規定
①～ ⑦	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	[同左]	[同左]	[同左]

〔第 3－5～第 3－7 略〕

第 4 各論

第 4－1 特定個人情報の利用制限

第 4－1－(1) 個人番号の利用制限

要点

〔略〕

(関係条文)

〔略〕

1 個人番号の原則的な取扱い

〔略〕

＊ 〔略〕

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる(番号法第 2 条第 9 項)。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、事業者が、社員を管理するために付している社員番号等(当該社員の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの)は、「個人番号」には該当しない。

〔A・B 略〕

2 〔略〕

第 4－1－(2) 〔略〕

〔第 3－5～第 3－7 同左〕

第 4 各論

第 4－1 特定個人情報の利用制限

第 4－1－(1) 個人番号の利用制限

要点

〔同左〕

(関係条文)

〔同左〕

1 個人番号の原則的な取扱い

〔同左〕

＊ 〔同左〕

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる(番号法第 2 条第 8 項)。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、事業者が、社員を管理するために付している社員番号等(当該社員の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの)は、「個人番号」には該当しない。

〔A・B 同左〕

2 〔同左〕

第 4－1－(2) 〔同左〕

第4-2 [略]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [略]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

要点

[略]

(関係条文)

[略]

1 [略]

2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）

[略]

A [略]

B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで）

[略]

[a～e 略]

f 情報提供ネットワークシステムによる提供（第8号及び第9号、番号法施行令第20条）

利用特定個人情報^(注1)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関等及び健康保険組合等（準法定事務処理者^(注2)を含む。）が、特定個人番号利用事務^(注3)に関し、情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第15項）を使用して利用特定個人情報の提供を行う

第4-2 [同左]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [同左]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

要点

[同左]

(関係条文)

[同左]

1 [同左]

2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）

[同左]

A [同左]

B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで）

[同左]

[a～e 同左]

f 情報提供ネットワークシステムによる提供（第8号及び第9号、番号法施行令第20条）

利用特定個人情報^(注1)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関等及び健康保険組合等（準法定事務処理者^(注2)を含む。）が、特定個人番号利用事務^(注3)に関し、情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第14項）を使用して利用特定個人情報の提供を行う

ものである。また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として委員会規則で定める個人番号利用事務実施者が、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を行うものもある。したがって、番号法別表の各項の上欄に記載されている健康保険組合等（準法定事務処理者を含む。）以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。

[（注1）～（注3） 略]

[g～i 略]

C [略]

第4-3-(3) [略]

第4-3-(4) 本人確認

● 本人確認（番号法第16条）

[略]

（注） [略]

〈参考1：本人確認の概要〉

[略]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」 （法16一）

ものである。また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として委員会規則で定める個人番号利用事務実施者が、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を行うものもある。したがって、番号法別表の各項の上欄に記載されている健康保険組合等（準法定事務処理者を含む。）以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。

[（注1）～（注3） 同左]

[g～i 同左]

C [同左]

第4-3-(3) [同左]

第4-3-(4) 本人確認

● 本人確認（番号法第16条）

[同左]

（注） [同左]

〈参考1：本人確認の概要〉

[同左]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」 （法16）

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合（券面に性別の記載がない個人番号カードの提示を受けて本人確認を行う場合に限る。）には、個人番号カードのＩＣチップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない（法16ただし書）。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認（法16二）

iii i 及び ii 以外の場合

（i） [略]

（ii） [略]

② [略]

※ [略]

〈参考2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

[略]

[第4-4～第4-7 略]

[（別添1）・（別添2） 略]

（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
目次

[略]

※ [略]

〈参考〉 [略]

別冊の位置付け

[新設]

デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（同法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）施行

[新設]

ii i 以外の場合

（i） [同左]

（ii） [同左]

② [同左]

※ [同左]

〈参考2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

[同左]

[第4-4～第4-7 同左]

[（別添1）・（別添2） 同左]

（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
目次

[同左]

※ [同左]

〈参考〉 [同左]

別冊の位置付け

[略]

1 特定個人情報の利用制限

1-(1) 個人番号の利用制限

要点

[略]

(関係条文)

[略]

1 個人番号の原則的な取扱い

[略]

* [略]

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第9項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、金融機関が、顧客を管理するために付している顧客番号等（当該顧客の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。

[A・B 略]

2 [略]

1-(2) [略]

2 [略]

[同左]

1 特定個人情報の利用制限

1-(1) 個人番号の利用制限

要点

[同左]

(関係条文)

[同左]

1 個人番号の原則的な取扱い

[同左]

* [同左]

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第8項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、金融機関が、顧客を管理するために付している顧客番号等（当該顧客の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。

[A・B 同左]

2 [同左]

1-(2) [同左]

2 [同左]

3 特定個人情報の提供制限等

[3 -(1)～ 3 -(3) 略]

3 -(4) 本人確認

● 本人確認（番号法第16条）

[略]

（注） [略]

〈参考 1：本人確認の概要〉

[略]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」（法16一）

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合（券面に性別の記載がない個人番号カードの提示を受けて本人確認を行う場合に限る。）には、個人番号カードの I C チップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない（法16ただし書）。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認（法16二）

iii i 及び ii 以外の場合

（ i ） [略]

（ ii ） [略]

② [略]

※ [略]

〈参考 2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

3 特定個人情報の提供制限等

[3 -(1)～ 3 -(3) 同左]

3 -(4) 本人確認

● 本人確認（番号法第16条）

[同左]

（注） [同左]

〈参考 1：本人確認の概要〉

[同左]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」（法16）

[新設]

デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（同法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）施行

[新設]

ii i 以外の場合

（ i ） [同左]

（ ii ） [同左]

② [同左]

※ [同左]

〈参考 2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

[略]

[4 ～ 6 略]

[同左]

[4 ～ 6 同左]